○滝沢市ご当地キャラクター「ちゃぐぽん」使用取扱要綱

平成28年３月10日告示第27号

改正

令和３年３月10日告示第36号

滝沢市ご当地キャラクター「ちゃぐぽん」使用取扱要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、滝沢市ご当地キャラクター「ちゃぐぽん」（以下「ちゃぐぽん」という。）のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、「キャラクター」とは、ちゃぐぽんの基本デザイン（別図）及び市長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

（キャラクターの使用）

第３条　何人も、営利を目的としないで、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において、キャラクターを使用することができる。

２　前項に定めるもののほか、キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りでない。

(１)　市及びその他公共的団体が使用するとき。

(２)　学校等が教育の目的で使用するとき。

(３)　市内の自治会等の住民組織が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき。

(４)　報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(５)　その他市長が使用を適当と認めたとき。

（使用の承認申請）

第４条　申請者は、滝沢市ご当地キャラクター「ちゃぐぽん」デザイン使用申請書（様式第１号）に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

（使用の承認）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

(１)　法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(２)　特定の個人、政治、選挙、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(３)　不当な利益を得るために使用すると認められるとき。

(４)　自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(５)　市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。

(６)　第８条に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがあると認められるとき。

(７)　その他市長が使用について不適当であると認めたとき。

２　市長は、前項の規定による申請を承認するときは、滝沢市ご当地キャラクター「ちゃぐぽん」デザイン使用承認通知書（様式第２号）により、不承認とするときは、滝沢市ご当地キャラクター「ちゃぐぽん」デザイン使用不承認通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

（使用料）

第６条　キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第７条　使用承認期間は、承認日から起算して２年を経過する日以後の最初の３月31日までを限度とする。ただし、更新を妨げない。

（使用上の遵守事項）

第８条　キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。

(２)　定められた色、形状等を正しく使用すること。

(３)　キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(４)　使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(５)　商標登録出願を行わないこと。

(６)　商品等は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状の分かる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

（承認内容の変更）

第９条　使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ滝沢市ご当地キャラクター「ちゃぐぽん」デザイン使用承認変更申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、承認することが適当と認めたときは、滝沢市ご当地キャラクター「ちゃぐぽん」デザイン使用承認変更通知書（様式第５号）により通知するものとする。

３　使用者は、前項の規定による変更の承認後についても、第８条の規定を遵守しなければならない。

（使用承認の取消し）

第10条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(１)　この告示の規定に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(２)　偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(３)　前２号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。

３　第１項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係るキャラクターを使用してはならない。

４　市は、第１項の規定による取消しにより使用者に生じた損害について、その責めを一切負わない。

（責任の制限）

第11条　使用者が、キャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（委任）

第12条　この告示に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成28年３月10日から施行する。

附　則（令和３年３月10日告示第36号）

この告示は、令和３年３月10日から施行する。